

第4章 その他の景観形成の方針

1 景観重要建造物に関する事項

(1) 景観重要建造物の指定の方針

本市では、地域の歴史や人々の生活が感じられる歴史的・文化的価値の高い建造物により、良好な景観が形成されています。

これらの建造物のうち、地域のシンボルとなるものや景観形成に重要な役割を果たしているものを、景観法に定められた「景観重要建造物」に指定することで、本市固有の良好な景観の保全や建物の活用を図っていきます。

なお、景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ所有者と十分な協議を行い、同意を得ることとします。また、景観審議会に意見を求めることとします。

【指定の方針】

次の2つの要件を満たすもの

《要件1》地域の自然・歴史・文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの

- 地域の特徴的な景観を創出するシンボルとなっているもの
- 市民に広く認識されて地域のランドマークになるなど、長年慣れ親しまれているもの
- 町家や蔵など、本市のまちの歴史に由来する伝統的建造物とそれらの伝統的建造物と一体となった景観を構成している堀や敷石、庭園など

《要件2》道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの

(2) 景観重要建造物の保全・活用の方針

景観重要建造物の指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければなりません。建造物の増築、改築、移転など、現状変更を行う際には、市長の許可が必要になります。

【保全・活用の方針】

- 良好な景観が損なわれないよう、所有者などにより適切な維持管理を行えるよう支援します。
- 指定建造物に関する周知や、周囲から望見可能な場所における指定建造物への配慮などにより、その特徴や魅力の維持・向上を図ります。
- 指定建造物の保全により、地域の魅力を向上させ、地域に活力を生み出す景観づくりに取り組みます。

2 景観重要樹木に関する事項

(1) 景観重要樹木の指定の方針

本市では、市の骨格を形成する山々や河川のほか、人々に親しまれている自然資源により、良好な景観が形成されています。

これらの自然景観のうち、地域のシンボルとなる樹木や景観形成に重要な役割を果たしている樹木を、景観法に定められた「景観重要樹木」に指定することで、本市固有の良好な景観の保全や活用を図っていきます。

なお、景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ所有者と十分な協議を行い、同意を得ることとします。また、景観審議会に意見を求めることとします。

【指定の方針】

次の2つの要件を満たすもの

《要件1》地域の自然・歴史・文化等からみて、樹高や樹形が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの

- 地域の特徴的な景観を創出するシンボルとなっているもの
- 市民に広く認識されて地域のランドマークになるなど、長年慣れ親しまれているもの
- 伝統的な自然景観や歴史的まちなみの要素となっているもの
- 樹高や樹形が美しく、周辺の景観形成に良好な影響を与えているもの

《要件2》道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの

(2) 景観重要樹木の保全・活用の方針

景観重要樹木の指定を受けた樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければなりません。また、樹木の伐採または移植を行う際には、市長の許可が必要になります。

【保全・活用の方針】

- 良好な景観が損なわれないよう、所有者などにより適切な維持管理を行えるよう支援します。
- 指定樹木に関する周知や、周囲から望見可能な場所における指定樹木への配慮などにより、その特徴や魅力の維持・向上を図ります。
- 指定樹木の保全により、地域の魅力を向上させ、地域に活力を生み出す景観づくりに取り組みます。

3 屋外広告物に関する事項

(1) 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項

看板、立看板、はり紙などの屋外広告物は、広報・宣伝媒体の一つとして重要なものであり、また、まちのにぎわいを創出するなど良好な景観の形成に重要な役割を担っています。

しかし、無秩序に氾濫したり、周囲の景観と調和しない形状・色彩であつたりすると、景観の阻害要因となる可能性があります。

このように屋外広告物は景観まちづくりを実施する上で大きな影響を与えることから、本市に適用されている群馬県屋外広告物条例の適切な運用を引き続き図るとともに、今後は、必要に応じて、景観計画及び群馬県屋外広告物条例を参考とした本市独自の表示・掲出に関する基準を定め、屋外広告物の適切な規制・誘導を図ります。

(2) 屋外広告物の表示・掲出に関する配慮事項

景観形成方針を実行するために、屋外広告物を表示・掲出する際は、群馬県屋外広告物条例に従うとともに、次の事項に配慮することとします。

【屋外広告物の表示・掲出に関する配慮事項】

- 山並みや水辺など遠方に広がる自然の眺望を妨げない位置・配置とすること
- 周辺の建物や樹木と調和した高さ・大きさとすること
- 周辺の景観や遠景の自然との調和に配慮した色調とすること
- 汚損や色あせのしにくい素材を使用し、美しい景観の維持に努めること
- 複数の屋外広告物は、可能な限りコンパクトに集約し、意匠や大きさ等を整えること
- 裏面、側面、脚部などの広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成又は風致の維持のために配慮すること
- 生活の景のうち住宅地・農業地においては、基調色に落ち着いた色彩を使用するとともに、基調色以外についても華やかな色彩を避けること
- みどりの景においては、企業広告等で全国共通のデザインであっても背景色と図等の色の反転、高彩度色の使用面積縮小と配置変更、切り文字などの配慮を行うこと

4 景観重要公共施設に関する事項

(1) 景観重要公共施設の指定

市民の日常生活に密接している道路、河川、都市公園等の公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つとなっています。そのため、本市の景観の骨格を構成している道路、河川、都市公園等で景観形成上特に重要なものを、景観法に定められた「景観重要公共施設」に指定し、その整備や利活用を図ることで先導的に景観まちづくりを推進します。なお、指定にあたっては、当該施設の管理者である国や県等と協議し、同意を得たうえで指定します。

【指定の方針】

- 第2章の「良好な景観形成の基本的な考え方」を推進する上で特に重要な公共施設
- 地域の特徴的な景観を創出するシンボルとなっている公共施設

(2) 景観重要公共施設の整備

景観重要公共施設の整備にあたっては、計画・事業実施・維持管理の各段階において、景観への配慮が必要となります。そこで、景観重要公共施設の整備の考え方を以下のとおりとします。

【整備に関する事項】

- 当該景観重要公共施設の計画・事業実施にあたっては、計画段階から、「景観形成の基本的な考え方」と「景観形成基準」に適合するよう、周辺の景観にあわせ、構造物などの意匠、形態や色彩、緑化などについて配慮すること
- 維持管理にあたっては、良好なデザインを維持するとともに景観阻害要素の除去又は改善に努めること

(3) 景観重要公共施設の占用許可

電柱や自動販売機など、占用許可の対象となる施設の形態・意匠などは、道路等の公共空間の整備内容や周辺の景観との調和に配慮する必要があります。

そこで、景観重要公共施設の占用許可に対する考え方を以下のとおりとします。

【占用の許可基準】

- 配置については、主要な場所からの眺望や景観の連続性に配慮したものとすること
- 材料については、汚損や色あせのしにくい素材を使用し、美観に努めること
- 形態・意匠については、周辺景観と調和させ、できる限り統一すること

5 景観重点地区に関する事項

(1) 景観重点地区の考え方

景観計画区域(本市全域)のうち、地域の特性に応じた景観の保全及び創出を重点的に図っていく地区をみどり市景観条例に基づき景観重点地区に指定します。

景観重点地区では、住民や事業者などと十分な協議を行い、地区独自の届出対象行為や景観形成基準を適用するなど、きめ細かく景観誘導を図ります。

(2) 景観重点地区の指定の方針

景観重点地区の指定にあたっては、地域の状況や住民の思いなど、地域の実情に応じて検討します。

【指定の方針】

- 地区の景観特性が色濃く表れているなど、一体的な景観の形成が求められる地区
例：地区を特徴づける景観がまとまって分布しているなど、良好な景観の保全・形成が望まれる地区
駅周辺や公共性の高い施設の周辺で、市内外から多くの人々が集まり交流するなど、本市の顔としての良好な景観形成が望まれる地区
- 地域住民などが主体となって、地域の美しい景観を守り、活かし、つくり、育てることを目指す地区